

桜井市福祉タクシー利用券のご利用にあたっての注意事項

- ① この利用券は、本人以外は使用できません。

※この利用券を他人に譲渡する等不正に使用すると助成できません。
※利用は、利用券裏表紙に記載のある会社のタクシーに限られます。

- ② 1回の利用につき、タクシーの基本料金のうち最大で500円を、市から「利用券相当額」として助成します。

ただし、基本料金が500円未満の場合は、その金額を助成します。

※1回の利用で使える利用券は1枚です。

- ③ タクシーを利用するときは、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を運転手に提示し、利用券1枚と乗車料金から「利用券相当額」を差し引いた金額を運転手に支払ってください。

※手帳の提示がない場合、この助成制度の利用ができないときがあります。

- ④ 自力での乗降等が困難な方は、介護者等が同伴してください。

※次により、資格を失った時は、使用していない利用券を社会福祉課に返還してください。

(1)死亡したとき (2)市外に転出したとき (3)その他資格がなくなったとき

★この利用券を再交付することはできません。

破損や紛失をしないよう大切に保持してください。



桜井市 社会福祉課 障害福祉係
電話:0744-42-9111 内線:272.273